

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ 外383名

被告 国

準備書面(22)

2020年2月7日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人


弁護士 冠 木 克 彦 

弁護士 武 村 二三夫 

弁護士 大 橋 さゆり 

復代理人

弁護士 谷 次 郎 

弁護士 中 井 雅 人 

本準備書面は、被告第25準備書面に対して反論すると共に原告らの火山に係る社会通念に関する主張を補充するものである。

第1 「巨大噴火の発生可能性が相当の根拠をもって示されない限り、安全確保上、巨大噴火を想定しないことが、社会通念上容認されていると考えられること」(被告第25準備書面第3〔24頁～〕)について

1 被告の主張

被告は、「巨大噴火は、巨大噴火に至らない程度の火山噴火や地震、津波などの他の自然災害とは全く異なり、広域的な地域に、国家の存立にも影響を及ぼしかねないほどの重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、低頻度な事象であり、また、後記第5(51ページ以下)において挙げるような現在の火山学の各知見に照らし合わせて考えた場合、原子力発電所の運用期間中に巨大噴火が発生する可能性が全くないとはい切れないものの、これを想定した法規制や防災対策は原子力安全規制以外の分野においては行われていない。これらからすれば、巨大噴火の発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、安全確保上、巨大噴火を想定しないことが社会通念上容認されている」と主張する(被告第25準備書面34頁)。

しかし以下に述べるように、専門的技術的な判断によりその差し止めの可否が決められる原発訴訟において、「社会通念」を安易に持ち込むことは誤りであり、仮に、「社会通念」を判断過程に持ち込むとしても、その認定は十分慎重になされなければならない。

2 主張に係る社会通念は存在しない

(1) 火山ガイドを無視することの誤り

ア 「社会通念論」が火山ガイドに違反していること

火山ガイドは立地評価において、「②完新世(約一万年前迄)に活動があったもの」、「③完新世に活動がなくても将来の活動可能性があるもの」、のいずれも「将来の活動可能性が否定できない火山」、としている。そして、この「将来の活動可能性が否定できない火山」について、「④設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さい」とされない場合には立地不適であるとしている。

しかしながら、このうち「④設計対応不可能な火山事象が発電所運用期間中に影響を

及ぼす可能性が十分小さいか？」の判断が現在はまだできないことは既に指摘してきた。2016年4月6日川内原発福岡高裁宮崎支部即時抗告審決定は、立地評価に関する火山ガイドの定めは検討対象火山の噴火時期及び規模が相当以前の時点での確に予期できることを前提とするものでありこれは不合理というほかはない、としている（原告ら準備書面（13）・5頁）。また、2017年12月13日広島高裁伊方三号機仮処分即時抗告審決定350頁は、現時点の火山学の知見を前提とした場合に、上記①ないし③の調査により原子力発電所の上記運用期間中における検討対象火山の活動可能性が十分小さいかどうかを判断できると認めるに足りる証拠はない、としている（甲93）。

立地評価において上記の「④設計対応不可能な火山事象が発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいか？」の判断ができないとすれば、立地不適とする、というのが火山ガイドの考え方である。④の判断は、④設計対応不可能な火山事象そのものの発電所運用期間中の発生可能性（火山ガイド4.1（2）に対応）と、⑤その火山事象が当該発電所に影響を及ぼす可能性（火山ガイド4.1（3）に対応）の二つを含む。この④について何万年に一度の発生頻度であっても、将来の活動可能性が否定できない場合には、⑤の可能性が十分に小さいといえなければ、立地不適となるのである。

これに対して上記決定は「将来の活動の可能性が否定できない火山」について「破局的噴火によって生じるリスクは、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、原子力発電所の安全確保の上で自然災害として想定しなくても安全性に欠けるところはない」として立地不適とはしない。「社会通念論」を用いた上記決定は明らかに火山ガイドに違反し、火山ガイドを無視するものである。

イ 社会通念論を用いた火山ガイドの無視は法規が想定していないこと

原告ら準備書面（13）・3頁でも述べたように、設置許可基準規則第6条は、原子炉等規制法43条の3の6第1項第4号を受け、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものであることを求めている。この「自然現象」の中に火山も含まれるのであり（設置許可基準規則の解釈第6条2項）、火山ガイド（甲89。なお改正前のもの）は、この評価のために定められたものであるから、新規制基準の一部である。なお、火山ガイドには「本評価ガイドは、火山影響評価の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするものである。」と規定されているが、現状、設置変更許可処分に至るまでの適合性審査に

において、いかなる「火山の影響」を「想定される自然現象」と判断するかについては、火山ガイド以外に具体的審査基準と言えるものはない。

このような法的性質を有する火山ガイドを「社会通念」という火山ガイドには存在しない概念を用いて無視することは、法規が想定していないものであり許されない。

(2) 瀬木比呂志の指摘

「判決や決定で『社会通念』を判断の基準として用いるのは、わいせつのように、『普通の人意識』を問題にする必然性のある特殊な場合に限るべきだ。今回の争点は巨大噴火が原発に及ぼす危険性である。時代や社会が変われば人の意識は変わるが、原発は危険性の有無という客観的な事柄が問題なのであり、社会通念を判断基準にするのはきわめて不適切である。私は、裁判官時代、社会的価値や統治と支配の根本原則にかかわるような判決で『社会通念』という言葉は一度も使わなかった。権力を公正にチェックすべき裁判所がこんなあいまいな概念を持ち出したら、権力側の考え方を『社会通念』と形容して、難しい判断から逃げることになりかねない。」(甲134の2)

瀬木が指摘するように、社会通念が法的判断において必要となるのは、「普通の人意識」や社会の感覚・規範意識が法の適用において必要となるからである。瀬木氏が指摘するわいせつの例の他に、解雇権濫用法理(労働契約法16条等)や権利行使が恐喝罪に当たるか否かの場面等が挙げられるが、これらのような権利濫用該当性の判断には社会通念等の主観的判断が必要不可欠である。

他方、とりわけ原発の危険性の有無をはじめとした国民の生命身体の安全にかかわる許認可の適法性判断において「社会通念」が用いられることはない。瀬木が指摘するように、このような安全性法的判断においては上記権利濫用判断のように「社会通念」を用いる法的要請がないからである。むしろ、法規は、客観的な安全性判断を要求しており、いかようにも解釈適用することができる「社会通念」を国民の生命身体の安全にかかわる判断で用いることを禁止しているとみるべきである。

このように客観的な科学的基準によって判断されなければならない裁判に、「社会通念」という曖昧かつ主観的な基準が持ち込まれると、司法判断が恣意的になるだけでなく、司法判断に矛盾が生じるのである。

(3) 2018年9月25日広島高裁伊方三号機取消し決定の「社会通念論」

ア 2018年9月25日決定のとり「社会通念論」の内容

2018年9月25日広島高裁伊方三号機取消決定は、火山ガイドは、相当程度の正確さで噴火の時期、規模の予測が可能であることを前提にする点において不合理であることは承認している。

しかしながら、同決定は、破局的噴火は、他の自然災害などとは異なり国家の解体、消滅をもたらし得る大規模な災害であり、破局的噴火を具体的な危険と認めるのであれば、これに対処する法、インフラの整備等を勧めなければならないはずであるが、そのような動きがみられないことは、社会通念として、壊滅的打撃をもたらすものであっても、低頻度の事象については、これを具体的な危険として認めず、抽象的可能性にとどまる限り容認する社会通念が存するものと判断するほかない、としている。

イ 低頻度であること

上記のとおり、火山ガイドは、将来の活動可能性が否定できない火山については、「④設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さい」と言えない場合は立地不適とする。すなわち、何万年に一度の発生頻度であっても、将来の活動可能性が否定できない場合には発生頻度の点からは立地不適とする。社会通念論は逆に立地適当とするという正反対の結論を導きだすものである。火山ガイドの解釈としてこのようなことは到底許されない。

ウ 国家の解体、消滅をもたらしうる大規模な災害と原子力災害

最大160kmの火砕物密度流などの火山事象の場合、地域的にはまさに壊滅といつていいような打撃であろう。対策の施しようのない自然災害といつてもよいかもしれない。この点、被告は、巨大噴火時に発生する高温の火砕流は、広範囲にわたって瞬時に大量に移動することで、その地域を完全に壊滅させるものであるし、火山灰は、更に広範囲の地域に降り積もり、その地域の社会機能を長期間にわたり完全に喪失させるものである。巨大噴火は、地震・津波などの他の自然現象のような、特定の地域に一時的に影響を与えるにすぎないものとは被害の規模及び態様が全く異なり、国家の存立にも影響を与えかねない重大かつ深刻な災害を引き起こす自然現象である。」（被告第25準備書面26頁）と述べる。火砕流の直撃だけが破局的噴火の被害でなく、火山灰によってライフライン機能停止もあるだろう。

。

約7300年前の鬼界カルデラの破局的噴火（甲91・39頁）は、約2000年続

いた九州の縄文文化を壊滅させ、九州をほぼ無人の島とした。土壌成分などの研究から九州ではほぼ約900年にわたって森が再生せず不毛の時代が続いたと推定されている（古儀君男『火山と原発』2015、21頁）。この点、被告も「例えば、約7300年前の鬼界アカホヤ噴火では、これにより、南九州の豊かな照葉樹林の森は枯れ果て、数週間のうちに縄文人の多くが死滅して、南九州の縄文文化は途絶え、照葉樹林の森についても900年ほど復活することはなかったとされている（乙第209号証46ないし49、53ページ）。」と述べている。巨大噴火から約900年後、豊かな森が戻ってきた頃にやっと本州や朝鮮半島から新たな人々が渡来し、全く新しいタイプの縄文文化がもたらされたものである。また九州以外の従来からの縄文文化は、断絶は確認されておらず、存続を続けたものと考えられる。

鬼界カルデラの破局的噴火の例からもわかるように、数百年後には、必ず豊かな自然が戻ってくる。日本列島は過去幾多の噴火を経験し、現在の美しく豊かな自然を育ててきた。現在の科学技術水準を前提にすれば、もっと早期に豊かな自然を取り戻すことが可能かもしれない。自然が戻り、人が戻り、街が戻り、国土が再生する。

しかし、破局的噴火により、玄海原発がメルトダウン等を引き起こせば、高濃度の放射能汚染によって日本列島の広範囲が長期にわたって居住不可能となる危険がある。原告らが原告適格の資料として参照した甲31は、玄海原発で福島第一原発事故と同程度の事故が発生したという想定によるシミュレーションであるが、破局的噴火によるメルトダウンの場合、おそらく原子炉内の放射性物質が全量放出されることになり、甲31が想定する福島第一原発事故よりも格段に規模の大きい原子力災害となることは必定である。その放射能汚染は全世界に及ぶことになるだろう。

もしこのような原子力発電所の災害が発生すれば、世界中から日本が非難されるであろう。自然災害はあるいは容認されるかもしれない。しかし原子力発電所を稼働させることにより、すなわち人為災害となってその甚大な被害が拡大されることについては、決して容認されているとはいえないのである。

エ 対処する法、インフラ整備等の動きがみられないこと

この自然災害に対処する法や、インフラ整備等の動きはまだ顕著には見られないかもしれない。しかし、数万年に一度という頻度の破局的噴火自体、市民の日常生活では意識されていないことは、決して容認してよいということには当然にはつながらないので

ある。社会としてこれを容認してよいのかどうかは、まさに専門家の最新の知見を前提にして真摯に議論すべきことである。問題は、原子力発電所を稼働させることによって、自然災害が人為災害となって、被害が大きく加重されることである。後述のとおり、破局的噴火などの火山事象が原子力発電所の稼働によってどのような被害を人々に与えることになるのか、それを防止するにはどうしたらよいのか、議論は始まったばかりである。

オ 小括

社会通念とは、「社会一般にいきわたっている常識または見解。良識」をいう（広辞苑第 版）。私達の社会は過去におきた破局的噴火の被害をほとんど知らないといつてよい。また破局的噴火によって原子力発電所が破壊された場合の被害もほとんど理解されていない。社会としてまだ十分問題の内容や深刻さを把握できていない。従ってこれらの対策もできていないことをもって、その危険を容認する社会通念の存在の根拠とすることは到底できないのである。上記広島高裁伊方三号機取り消し決定の「社会通念」の認定が誤りであることは明らかである。

(4) 小括

よって、広島高裁2018年9月25日決定が「社会通念」なる概念を用いて火山ガイドを無視して立地不適としたことは誤りである。

2013（平成25）年に制定された火山ガイドは、すでに述べたように、「将来の活動可能性が否定できない火山」については、数万年に1度という低頻度であっても、将来の活動可能性の観点からは、立地不適とすべきとしていることは前述した。自然災害が原子力災害につながる場合の原子力発電所の稼働の是非について、火山ガイドは明確な判断をしているのである。上記広島高裁伊方三号機取消決定は、根拠のない

「社会通念」を持ち出して、この火山ガイドを無視するものであり、不当である。自然災害が原子力発電所災害となってさらに重大化することを防止するという観点からまさに火山ガイドはその役割を果たしている。上記決定は、せっきくのこの火山ガイドの機能を喪失させようとしていることにほかならない。これは許されないことは当然である

3 破局的噴火を含む自然災害とその対策

(1) 「天災は忘れた頃にくる」からの検討

仮に、原発の安全性判断において「社会通念」を用いることが許容されるとしても、上記広島高裁2018年9月25日決定は「社会通念」の捉え方を誤っている。

「天災は忘れた頃にくる」という有名な一節がある。自然災害はその被害を忘れたときに再び起こるものだという戒めである。科学者で随筆家の寺田寅彦の言葉とされている。この一節からもわかるように、人々は「天災を忘れていた」のである。これは福島原発事故を引き起こした東日本大震災や阪神淡路大震災、その他の大災害が物語っている。

ここでいう「天災を忘れていた」には3つの意味がある。①自然災害が発生すること自体は理解しているものの、自然災害の被害規模が大きすぎる上に、発生間隔があるため、日常生活を送っているうちに国民が自然災害に対する適切な備えを怠ってしまう。②自然災害が発生すること自体は理解しているものの、大規模な自然災害の発生間隔が大きいため自身が生きている間には大規模な自然災害が発生しないと誤解し、適切な備えを怠ってしまう。③そもそも自然災害の正しい知識が共有できていないために自然災害が発生しないものと誤解しており、自然災害に対する適切な備えができていない。

これを火山について検討する。①は、破局的噴火が発生すること自体は理解しているものの、破局的噴火の被害規模が大きすぎる上に、日常生活を送っているうちに破局的噴火の被害に対する適切な備えを怠ってしまうということである。日本国民の地震に対する意識がこの①に該当すると思われる。たとえば、南海トラフ大地震も近い将来必ず発生すると相当報道等がなされていながら、大多数の国民は南海トラフ大地震に対する適切な準備をしていないだろう。しかし、火山においては、国民は破局的噴火が発生すること自体をあまり理解できていないというのが実態であり、①には該当しない。

②は、破局的噴火に発生すること自体は理解しているものの、大規模な破局的噴火の発生間隔が大きく、自身が生きている間には破局的噴火が発生しないと期待しているために適切な備えを怠ってしまうということである。これが広島高裁2018年9月25日決定の考える「社会通念」であろう。しかし、こうした「社会通念」の捉え方は、福島原発事故を引き起こした東日本大震災等の過去の教訓をまったく省みないものであり、明らかに誤っている。

③は、そもそも破局的噴火の正しい知識が共有できていないために破局的噴火が発生しないものと誤解しており、破局的噴火に対する適切な備えができていないということ

である。日本社会の現状は、まさにこの③の状態である。京都大名誉教授の石原和弘は「社会通念になるほど巨大噴火は知られていない。多くの人は、巨大噴火は起こらないと思っているのでは」と指摘する（甲135・鹿児島大学井村）。また、京都大防災研究所教授の井口正人も「私が生きている間にはまず起こらないでしょう。しかし年限を切らなければ、巨大噴火は必ず起こる。そのとき、国家としてどう考えるのか。国が戦略を考える必要がある」と指摘する（甲135・鹿児島大学井村）。本件で原告らが主張しているように阿蘇山をはじめとした火山が将来間違いなく破局的噴火を引き起こすこと、現在の火山学では火山噴火の予測が不可能であること等正しい知識が共有されれば、ほとんどの国民は本件原発が火山ガイドにより立地不適になることを是とするであろう。

すなわち、破局的噴火のリスクは発生確率が低いから容認するという社会通念は存在しない。

(2) 巨大噴火が重要な社会的課題になりつつあること

上記③のとおり、日本社会は、破局的噴火の正しい知識が共有できていないために破局的噴火が発生しないものと誤解しており、破局噴火に対する適切な備えができていないというのが現状であるが、巨大噴火の予測や火山の監視は、以下のア～オ記載のとおり重要な社会的課題になりつつある。

ア 2008（平成20）年3月熊本県作成「阿蘇山火山防災マップ」（甲115）

「阿蘇山は、過去に何度も噴火を繰り返し、今も活発に活動する国内有数の活火山です。『阿蘇山火山防災マップ』では、阿蘇山の過去の火山活動から、今後も起こりやすいと予想される噴火現象を紹介し、噴火した場合の災害予想区域を示します。

現在の阿蘇山は、中央火口丘の中岳で活発な活動を繰り返しています。これまでの阿蘇山の活動実績はウラ面に詳しく示しました。このマップでは、阿蘇山の噴火で発生する災害の影響範囲を、気象庁が発表する噴火警戒レベルに沿って示しました。次のページからは、噴火の大きさ別に発生する可能性が高い現象を示しています。

阿蘇山の噴火警戒レベルに日頃から注意し、阿蘇山の噴火に備えるように、このマップを活用していきましょう。」

と記載されており、地域的に限定された範囲であるが、行政によって阿蘇山噴火への注意喚起がなされている。

イ 2004（平成16）年6月内閣府作成の「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」（甲116）

「富士山は、1707年（宝永四年）に噴火した後、約三百年間表面的には沈黙を守ってきた。この間、富士山周辺では様々な開発等が行われ、現在、広大な裾野では多くの人々の生活や経済活動が営まれているほか、周辺には我が国の東西を結ぶ重要な道路や鉄道の幹線が存在している。また、その雄大な姿などから古くから我が国の象徴的存在として親しまれ、豊かな自然環境等と相まって、年間約二千万人の観光客や登山者が訪れている。…改めて富士山が活火山であることが再認識された。

現時点では、富士山について、将来の噴火の時期や規模を確定的に予測することは困難である。しかしながら、広大な山麓では多くの人々の生活や経済活動が営まれ、交通の幹線や首都圏も直近であるため、仮に噴火した場合には他の火山とは比較にならない多大な被害や影響が生じる恐れもあることから、防災対策に特に万全を期しておく必要がある。また、防災対策の内容においても、噴火の影響範囲が広大な場合もあることから、他の火山に比べ広域的な防災対策の確立が必要である。

一方、近年の雲仙普賢岳、有珠山、三宅島の火山災害等も踏まえ、噴火した場合の影響範囲や避難施設等の防災情報を記した火山ハザードマップや火山防災マップが、住民や防災機関の火山防災対策の基礎として重要であることが認識され、全国的な火山防災対策の展開の中で、主要な活火山を対象に整備が進められている。富士山においても、住民や防災機関等が平常時から的確な情報を共有することにより、万一の場合の被害を可能な限り減少させるとともに、平常時も含めた風評被害等の防止に繋げるために、火山ハザードマップや火山防災マップの整備が重要である。

こうしたことから、平成13年7月に国及び関係する県、市町村により『富士山火山防災協議会』が設置（平成14年6月名称変更）され、火山防災対策の確立と、それらの基礎となる火山ハザードマップや火山防災マップの作成等を行うこととなった。また、これらの内容を専門的見地から検討するため、同年7月に『富士

山ハザードマップ検討委員会』が設けられた。

本委員会では、火山としての富士山の性状をよりの確に把握するために必要な調査・分析、火山噴火や関連する土砂災害の影響範囲や程度等の図示、それに伴う被害の様態、それらを踏まえた広域的な火山防災対策、火山防災情報の内容や伝達、及び火山と地域社会との共生について検討し、『富士山火山防災マップ』作成を主たる検討課題として、『富士山の火山防災対策』や自治体が策定すべき『地域防災計画』の内容についても検討を行った。」

と同報告書の「はじめに」で記載されており、首都圏等も含め広域的に富士山噴火の対策を検討しなければならないとしている。

ウ 2013（平成25）年5月16日付内閣府作成の「大規模火山災害対策への提言」（甲117）

「我が国では総噴出量が10億 m^3 を超える大規模噴火は大正3年（1914年）の桜島の大正噴火以来発生しておらず、1億 m^3 以上の噴火も、これに加えて、昭和4年（1929年）の北海道駒ヶ岳、昭和18年（1943年）から昭和20年（1945年）にかけての有珠山、平成2年（1990年）から平成7年（1995年）にかけての雲仙岳の噴火に限られ、近年は、火山活動が比較的静穏な時期であったといえる。しかしながら、環太平洋造山帯に位置し、110もの活火山を有する我が国では、古来幾度となく大規模な火山災害に見舞われており、その歴史を振り返れば、いつの日か再び大規模な火山災害が発生することは避けられないであろう。特に東北地方太平洋沖地震発生後の日本列島は、同じく三陸沖で大きな地震が発生し火山活動が著しく活発であった9世紀の状況に似ているとの指摘もあり、今世紀中に大規模噴火など大規模な火山災害が発生してもおかしくないと考えられる。また、大規模噴火は必ずしも単発的に発生するとは限らず、9世紀や18世紀のように大規模噴火が短期間に連続して発生することも考えられる。

先の東日本大震災から我々が得た教訓は、過去の災害に学び、大規模災害の再来を想定し日頃から備えておくことの大切さである。我々はこれまでに火山災害対策として、各火山地域において噴火時に住民を迅速かつ円滑に避難させるにはどのような体制が必要であるかを検討してきた。平成21年度からは『噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針』に基づき、各火山地域において、関係地方公共団体や国

の指定地方行政機関、火山専門家等が平常時から情報を共有し、噴火時等の防災対応を共同で検討する火山防災協議会の設置、さらに火山防災協議会の枠組みを活用した火山ハザードマップの作成や噴火警戒レベルの設定、具体的で実践的な避難計画の策定等を推進してきた。しかしながら大規模噴火時には、小中規模の噴火時とは異なり、火山山麓地域での被害が甚大になることはもとより、広く都市部の生活や産業に対しても影響が及び、さらにはこの影響が全国にあるいは世界に波及するなど、火山防災協議会等の既存の枠組みや制度では対応が難しい事案の発生が懸念される。

このような認識の下、『広域的な火山防災対策に係る検討会』において、大規模噴火など大規模な火山災害の発生を想定した場合に、現行体制において何が不足しているのか、それを解決するために今後何をすべきか、また、平常時に何をしておくべきか、発災時にはどのような対応をすべきかについて議論を続けてきた。

本提言は検討会の成果として、大規模火山災害への備えの現状の課題を明らかにしつつ、今後、国と地方公共団体が大規模火山災害に備えて取り組むべき事項をとりまとめたものである。なお、大規模火山災害へ備えて取り組むことが、結果として小中規模の火山災害へ備えることに繋がる事項も多く、本提言は、広く火山災害対策一般の充実・強化にも資するものである。」

と同提言の「はじめに」で記載されており、日本において再び大規模な火山災害が発生することは避けられないが、既存の枠組みや制度では対応が難しい事案の発生が懸念されることから、大規模火山災害への備えの課題や取り組むべき事項をまとめている。

エ 2013（平成25）年6月19日火山ガイド（甲89）

上記「大規模火山災害対策への提言」と時期を同じくして原子力規制委員会がようやく「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を制定した。

オ 報道等（甲118）

2019年4月8日、NHKは、「富士山大噴火 降灰シミュレーション 深刻な影響も」という大きな特集を組んでいる（甲118の1）。同年3月22日、日本経済新聞も同じく、富士山が大噴火した場合の首都圏における被害予測報道をしている（甲118の2）。また、同年8月9日、FNN（フジニュースネットワーク）は、浅間山が気象庁にとって想定外の噴火をした旨報道している（甲118の3）。

このように昨年（2019年）中だけでも、メディアでも大規模噴火について頻繁に大きく取り扱われるようになってきている（甲118）。

(2) 司法の役割と社会通念

以上巨大噴火の予測や火山の監視が重要な社会的課題になりつつある現状を示した。これは、巨大噴火などが看過し難い被害を及ぼし得るという社会共通の認識があるからに他ならない。現時点で立法府及び行政府が火山噴火に対する具体的政策を怠っているところ、火山噴火についての国民の認識不足を根拠に、低頻度の事象として容認する社会通念が存するとして、火山ガイドを無視して立地不適としないというのは、立法府及び行政府を監視する役割を担う司法のすることではない。

4 結論

以上より、専門的技術的な判断によりその差止の可否が決められる原発訴訟において、「社会通念」を持ち込むことは誤りであり、仮に、「社会通念」を判断過程に持ち込むとしても、その使用方法が誤っている。

第2 火山ガイドの一部改正について

原告ら準備書面（21）・第3・5にて記載した通り、原子力規制委員会において火山ガイドの一部改正が検討されていたが、2019年12月18日、火山ガイドが一部改正された（甲136。新旧対照表について甲137）。

改正された火山ガイドの内容についての批判は、別途準備書面を提出する。

以上